

特定建設作業と指定建設作業（法律と条例による騒音・振動の規制）

特定建設作業と指定建設作業の作業時間など

| 区域 | 用途地域 | 作業時間 | 日の延べ作業時間 | 連続作業時間 | 日曜・休日の作業 |
|-------|-------------------------------------|--------|----------|--------|----------|
| 第1号区域 | 工業地域以外の地域 工業地域のうち学校・病院から80m以内の区域 | 7時～19時 | 10時間以内 | 6日以内 | 禁止 |
| 第2号区域 | 工業地域のうち学校・病院から80m以外の区域 | 6時～22時 | 14時間以内 | 6日以内 | 禁止 |

特定建設作業とは（騒音規制法、振動規制法）

（定義：法律2条3項）

建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音を発生する作業であって政令で定めるものをいう。

（特定建設作業の届出：法律14条）

指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始の7日前までに行うこと。

（特定建設作業：施行令2条）

別表2に掲げる作業とする。ただし、当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。

特定建設作業（騒音規制法、騒音の規制に関する基準）

| （騒音規制法施行令 別表2） | | 基準値 単位：dB |
|----------------|--|--------------|
| 1 | ・くい打機（もんけんを除く） ・くい打機又はくい打くい抜き機（圧入式くい打ちくい抜き機を除く）を使用する作業（くい打ち機をアースオーガと併用する作業は除く） | 85 |
| 2 | ・びょう打機を使用する作業 | |
| 3 | ・さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における該当作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る） | |
| 4 | ・空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の出力が15kW以上のものに限る）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く） | |
| 5 | ・コンクリートプラント（混練機の混練容量0.45m ³ 以上のものに限る）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量200kg以上のものに限る）を設けて行なう作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行なう作業を除く） | |
| 6 | ・バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定する者を除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る）を使用する作業 | |
| 7 | ・トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る）を使用する作業 | |
| 8 | ・ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力40kW以上のものに限る）を作業 | |

特定建設作業（振動規制法、騒音の規制に関する基準）

| （振動規制法施行令 別表2） | | 基準値 単位：dB |
|----------------|--|--------------|
| 1 | ・くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く） ・くい抜き機（油圧式くい抜き機を除く）又はくい打くい抜き機（圧入式くい打くい抜き機を除く）を使用する作業 | 75 |
| 2 | ・鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 | |
| 3 | ・舗装版破砕機（を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る） | |
| 4 | ・ブレーカー（手持ち式のものを除く）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る） | |

※ バックホウ（ユンボ等）：低騒音型として指定するものは、国土交通省の建設施工・建設機械のホームページよりご覧になれます。

※ 舗装版破砕機：重錘を落下させて舗装版を破壊する破砕機で振動が問題になるので、現在はほとんど使用されていない。

※ クラッシャー（ニブラ、ベンチャー等）：特定建設作業に該当しない。ただし、動力を使用する解体・破壊作業として指定建設作業に該当する。

指定建設作業とは(環境確保条例 別表第9に掲げる建設作業)

- ・騒音(騒音規制法に規定する特定建設作業に係るものを除く)
- ・振動(振動規制法に規定する特定建設作業に係るものを除く)
- ・粉じん

【条例第125条1項】 施工する者に対して、作業の行われる場所の周囲の環境が著しく損なわれると認めるとき

- ・期限を定めて作業方法の改善を勧告することができる。
- ・指定建設作業の作業時間を変更することができる。

【条例第125条2項】 勧告を受けた者がその勧告に従わない場合には、期限を定めて事態を排除するために限度において

- ・作業方法の改善を命令できる
- ・指定建設作業の作業時間を変更することを命令することができる。

指定建設作業(東京都環境確保条例)

| 指定建設作業(条例 別表9) | | 勧告基準(条例規則 別表14) | |
|----------------|---|-----------------|----|
| | | 単位: dB | |
| | | 騒音 | 振動 |
| 1 | 空気圧縮機(原動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業に限る) | - | 65 |
| 2 | ブレーカー以外のさく岩機を使用する作業 | | 70 |
| 3 | 圧入式くい打機・油圧式くい抜機を使用する作業 | | |
| 4 | コンクリートミキサー車を使用するコンクリートの搬入作業 | 80 | - |
| 5 | 原動機を使用するはつり作業及びコンクリート仕上げ作業(さく岩機をしようする作業を除く) | | |
| 6 | 鋳打機・インパクトレンチを使用する作業 | | |
| 7 | 穿孔機を使用するくい打設作業 | | |
| 8 | コンクリートカッターを使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大移動距離が50メートルを超えない作業に限る) | | |
| 9 | ブルドーザー・パワーショベル・バックホー・その他これらに類する掘削機械を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大移動距離が50メートルを超えない作業に限る) | | |
| 10 | 振動ローラ・タイヤローラ・ロードローラー・振動プレート・振動ランマ・その他これらに類する締固め機械を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大移動距離が50メートルを超えない作業に限る) | | |
| 11 | 動力、火薬又は鋼球を使用して建築物その他の工作物を解体し、又は破壊する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大移動距離が50メートルを超えない限り、さく岩機、コンクリートカッター又は掘削機械を使用する作業を除く。) | 85 | 75 |